

第1章 平成28年度の主な出来事

特集1 飯田市再生可能エネルギー導入による持続可能な地域づくり条例に基づき、地域公共再生可能エネルギー活用事業として新たに1件の認定が行われました。

1 平成28年度に認定を受けた事業の概要

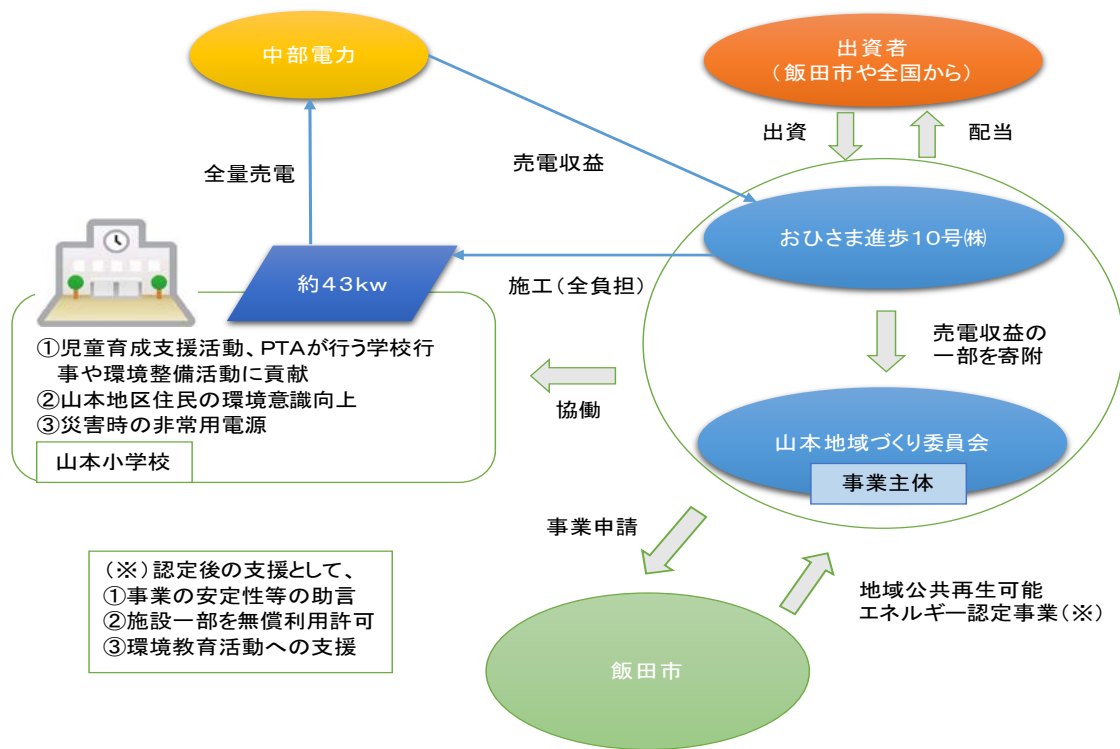
山本地域づくり委員会とおひさま進歩10号(株)が協働し、飯田市立山本小学校の屋根、建物及び敷地の一部に太陽光発電設備を設置する事業が、地域環境権条例による「地域公共再生可能エネルギー活用事業」の第9号事業として認定され、平成29年2月22日に認定式を行いました。

山本地域づくり委員会では、以前から、子供たちの自然エネルギーへの関心を高め、育成支援活動のための財源確保を目的に、山本小学校をはじめとする地区内の公共施設で、太陽光発電を設置したらどうか検討を重ねてきました。検討する過程で、太陽光発電設備の設置には、多額の資金の必要性や継続的な維持管理の問題等が浮上しました。そこで、既に太陽光発電事業で協働した実績がある、おひさま進歩10号(株)の協力を得て事業の実施を決定しました。

この事業は飯田市内の小学校として初の認定事業であり、第8号認定である旭ヶ丘中学校での太陽光発電事業に続き、地域と学校が協力して取り組む学校太陽光発電事業のモデルとして期待されています。また、将来山本小学校の児童が旭ヶ丘中学校へ進学した際に、生徒会活動に継続的に関わることで、地域の環境保全活動への興味や関心が一層高まることが期待されています。その他にも、小学校の児童のみならず、地域住民が再生可能エネルギーを通じた地域づくりに対する関心を高めていくことも波及効果として期待されています。本事業で地域と学校が協働して児童の育成支援に取り組むことは、地域に開かれた学校づくりにより培われる地育力の向上と、今後コミュニティースクールの取組みにも影響することも期待されています。

寄附金は児童の育成支援活動、学校行事や環境整備費用として利用されます。また寄附金の活用以外にも、児童のみならず地域住民全体の、再生可能エネルギーを通じた地域づくりの関心を高める狙いや、災害時の非常用電源としての役割も期待されています。

(取組みの概要図)



特集2 おひさまのエネルギー利用推進事業に伴う太陽光発電設備の設置補助制度を見直し、新たに蓄電システムの設置を補助対象として追加しました。

平成 28 年 6 月 1 日から「飯田市太陽光発電設備設置補助金交付要綱」を改正し、太陽光発電設備で発電した電気を蓄電できるシステムを新たに補助対象とした「飯田市太陽光発電設備・蓄電システム設置補助金」の交付を開始しました。

新しい補助制度の開始初年度である平成 28 年度は、21 件（うち太陽光発電設備との併用申請 9 件を含む）の蓄電システム設置へ補助金が交付されました。

1 改正に至る経緯

平成 24 年 7 月から再生可能エネルギーの固定価格買取制度が開始され、太陽光発電設備の導入量は急速に増加していきました。しかし、ここ数年は固定価格買取制度の買取価格低下により設置件数の伸びは鈍化傾向にあり、太陽光発電設備設置意欲の低下が危惧されています。

加えて、平成 15 年度に施行された R P S 法による初期設置者の 10 年間買取期間が平成 31 年度から順次終了していくため、買取期間終了後も地域のグリーンエネルギーを有効利用するための取り組みが必要となってきました。

さらに、東日本大震災以降、災害等への備えとして自立電源を確保することの重要性が認識され、発電した電気を売るだけでなく蓄えて使う取り組みが注目され始めています。

そこで飯田市では、太陽光発電設備で発電した電気を売電から「貯めて賢く使う」蓄電へと補助制度の方針を転換し、既存の太陽光発電設備の設置補助に加え蓄電システムの設置を補助対象として追加しました。

飯田市環境モデル都市行動計画に掲げた 2005 年度比で 2050 年度温室効果ガス 70%削減の目標達成に向け、今後も太陽光発電設備のさらなる普及促進と再生可能エネルギーの有効利用つなげる政策を進めていきます。

2 新しい補助金制度の概要

【補助内容】 蓄電システム：設置費用の 1 / 3 上限 100,000 円
※太陽光発電設備と同時申請の場合は、上限 150,000 円

【蓄電システム設置補助の交付対象】

- ・飯田市の区域内にある建物等に設置した蓄電システムであり、指定期間内に設置を完了したもの
- ・一般電気事業者と系統連係された太陽光発電設備が設置され、かつその設備で発電された電気を蓄電するシステムであること。
- ・「飯田市太陽光発電設備・蓄電システム設置補助金交付要綱」で指定された事業の対象製品として登録された蓄電システムであること。